

前橋まつり参加規約

1. 目的

本規約は、市民総参加の前橋まつり（以下「まつり」という。）の安全で円滑な運営を図るため、まつりの参加者が遵守すべき事項を定め、もってまつり参加者及び観客の皆さんにまつりを充分楽しんでもらうことを目的とする。

2. 参加申込み

まつりに参加する団体は、前橋まつり実施委員会が定める所定の参加申込書を提出しなければならない。

3. 参加団体の遵守事項

まつりに参加する団体は、次の事項を遵守しなければならない。遵守しない場合は、協議の上参加停止等の処分を行う場合がある。

- (1) 実施委員会等からの指示・連絡事項の徹底や緊急時の対応等に備え、予め責任者を定めること。
- (2) 参加する催し物（行事）の担当部会及び実施委員会の指示に従うこと。
- (3) みこし・山車等の運行において、一般道路を使用する場合、予め所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- (4) 催し物（行事）参加中に団体相互、観客又は主催者に対し危険や嫌悪感を感じさせる行為（暴力、暴言、泥酔、担当者の指示に従わないなど）を行わないこと。
- (5) 群馬県暴力団排除条例及び前橋市暴力団排除条例を遵守すること。
- (6) その他、各部会等で別途定める規約等がある場合は、これを遵守すること。

平成24年6月22日

前橋まつり実施委員会